

○羽生市就学援助費支給要綱

平成26年6月18日

告示第35号

改正 平成26年12月26日告示第49号

平成28年1月27日告示第3号

平成28年3月31日告示第19号

平成28年7月1日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる市の設置する小学校又は中学校に在籍している児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(要保護者の認定)

第2条 市長は、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該保護者をこの要綱に定める要保護者として認定する。

(準要保護者の認定)

第3条 市長は、前条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、審査の上、援助を必要と認める保護者を準要保護者として認定する。

2 前項に規定する準要保護者の認定基準は、前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者で、市税の滞納がない者とする。

(1) 地方税法第295条第1項の規定による市民税の非課税又は同法第323条の規定による市民税の減免

(2) 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条から第90条の2までの規定による保険料の減免

(4) 地方税法第703条の5又は第717条の規定による国民健康保険税の減免

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

3 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税の滞納がない者は、第1項の準要保護者として認定する。

(1) 世帯全員の前年所得が生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める保護基準により算定される額の1.5倍以下である者

(2) その他市長が特に援助の必要があると認めた者

(支給対象者)

第4条 市長は、要保護者又は準要保護者として認定した保護者に対し就学援助費を支給する。ただし、次条第1項に規定する経費のうち医療費については、準要保護者に対しては支給しない。

(支給対象経費及び支給額)

第5条 就学援助費の支給の対象となる経費及び支給額は、別表のとおりとする。

2 前項の支給額は、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、当該教育扶助において支給される額を除いた額とする。

(申請手続)

第6条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）を支給を受けようとする年度の前年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、新入学児童に係る申請については、支給を受けようとする年度の4月末日までに提出するものとする。

2 年度の途中で新たに援助が必要になった者及び転入児童等についての申請手続については、随時行うことができる。

(認定の可否)

第7条 市長は、前条に基づく申請を受けた場合は、申請内容を速やかに審査の上、認定の可否を決定し、就学援助費支給認定通知書（様式第2号）又は就学援助費支給不認定通知書（様式第3号）により当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に結果を通知し、かつ、児童等が在籍する学校長にも認定の可否について通知するものとする。

2 市長は、転入児童等について前項の認定をするときは、当該転入児童等が前住所地においてこの要綱と同様の趣旨による支給を受けた実績を確認し、重複して認定することのないようにしなければならない。

（報告）

第8条 就学援助費の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、申請した内容に変更が生じたとき又は就学援助費の支給を辞退するときは、就学援助費支給変更（辞退）報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。

（認定の取消し等）

第9条 市長は、就学援助費の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、既に支給したものの全部又は一部を返還させることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 申請書に虚偽の記載があったとき。
- （3） その他市長が取消しの必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、就学援助費支給停止通知書（様式第5号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（支給の方法）

第10条 就学援助費の支給は、各学期末に口座振替により行うものとする。ただし、第5条第2項に規定する経費のうち医療費については、医療券に基づき当該医療機関に支払うものとする。

2 前項の口座振替は、各学校の学級費等の引き落としを行う口座にするものとする。

3 学校長は、保護者が学校に納めるべき費用について、未納がある場合は、就学援助費から当該費用を充当することができる。

(経費明細書等の提出)

第11条 学校長は、市長から要保護者若しくは準用保護者に関する修学旅行若しくは校外活動の出欠の有無を証する書類又はこれに関する経費明細書の請求を受けたときは、速やかに当該書類を提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 この要綱による就学援助費支給事務に携わる職員は、申請者及び児童等の個人情報の保護に留意しなければならない。

(書類の保存)

第13条 市長及び学校長は、常に関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前になされた羽生市就学援助費の支給に関する手続、処分その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成26年12月26日告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条第1項ただし書の規定は、この告示の施行の日以後に受けた医療に係る経費について適用し、同日前に受けた医療に係る経費については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 1 月 27 日告示第 3 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 19 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日告示第 38 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の羽生市就学援助費支給要綱（以下「改正要綱」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正要綱別表の規定は、平成 28 年度以後の年度分の就学援助費支給について適用し、平成 27 年度分までの就学援助費支給については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

経費	内容	支給額
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品	1 1, 4 2 0 円（小学校）
	で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品又はその購入費	2 2, 3 2 0 円（中学校）

通学用品費	児童又は生徒（小学校又は中学校の第1学年の者を除く。）が通学のために通常必要とする通学用品又はその購入費	2, 230円（小学校） 2, 230円（中学校）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	1, 570円（小学校） 2, 270円（中学校） 上記は、限度額
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	3, 620円（小学校） 6, 100円（中学校） 上記は、限度額
新入学児童生徒学用品費等	新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	20, 470円（小学校） 23, 550円（中学校）
修学旅行費	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金	21, 490円（小学校） 57, 590円（中学校） 上記は、限度額
医療費	学校保健安全法第24条の規定による疾病の治療に要する経費	全額
学校給食費	児童又は生徒の学校給食費に要する費用の実費	45, 100円（小学校） 53, 900円（中学校）

校外学習スキー用具借上料	生徒の校外学習スキー用具借上げに要する経費	5,700円（中学校） 上記は、限度額
生徒会費	生徒会活動に要する経費	2,400円（中学校） 上記は、限度額

様式第1号(第6条関係)

申請年月日	年 月 日
-------	-------

就学援助費受給申請書

(宛先)

羽生市長

就学援助費の支給を受けたいので、羽生市就学援助費支給要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請します。

申請者氏名 (保護者)	(フリガナ)	個人番号																		
	印	申請区分	新規 ・ 継続																	
		電話番号																		
住 所	羽生市																			

■学校名・児童生徒名(学年は新年度における学年を記入してください)

学校	学 年 (フリガナ)											学 年 (フリガナ)										
	年											年										
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日						
	個人番号																					
	学 年 (フリガナ)											学 年 (フリガナ)										
	年											年										
生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日							
個人番号																						

■世帯の状況(世帯構成全員を記入してください) ※上記児童生徒は除く

氏 名	性別	生年月日	年齢	申請者 との続柄	職 業 (学校名・幼稚園名等)	個人番号

■就学援助を申請する理由(○印、又は理由を必ず記入してください)

1 児童扶養手当を受給している	2 市民税が非課税である	3 生活保護の停止(年 月 日)
4 その他:具体的に理由を記入		

■同意書(同意いただけない場合、就学援助費を受給できない場合があります)

①支給のための認定審査に必要な世帯全員の住民基本台帳、市民税課税台帳、児童扶養手当受給状況等の確認をすることに同意します。

②就学援助費支給が決定した場合、学校に登録してある学級費などの引き落としを行う口座へ支給することに同意します。

③学校に納めるべき費用について未納がある場合、就学援助費の受領の権限(事務)を児童・生徒の在籍する学校の校長に委任します。

申請者氏名 _____ 印

※教育委員会使用欄

教育委員会受付日	認定結果	認定年月日	備 考
年 月 日	認定・不認定	年 月 日	

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

羽生市長



就学援助費支給認定通知書

過日申請のありました就学援助費について、審査の結果下記のとおり認定したので羽生市就学援助費支給要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 認定区分
- 3 認定期間
年 月 日より
年 月 日まで
- 4 支給方法
学校登録の口座へ各学期末に支給します。
なお、支給月の前月の末日までに学校に納めるべき費用に未納がある場合は、学校長を通じての支給となります。
- 5 支給内容

ただし、校外活動費及び修学旅行費については、認定期間内の参加分に限り支給対象となります。

※ この認定は当該年度限りですので、翌年度も援助を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

羽生市長



就学援助費支給不認定通知書

過日申請のありました就学援助費については、審査の結果認定要件に該当しませんでしたので、羽生市就学援助費支給要綱第7条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 不認定の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として(訴訟において羽生市を代表する者は羽生市長となります)提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)
羽生市長

住所
保護者氏名
電話番号
印

就学援助費支給変更(辞退)報告書

就学援助費の支給について、羽生市就学援助費支給要綱第8条の規定に基づき次のとおり報告します。

変更

児童生徒氏名	
変更事項	
理由	

辞退

児童生徒氏名	
理由	

備考 必要に応じ関係書類を添付すること。

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

羽生市長 

就学援助費支給停止通知書

就学援助費の支給について、羽生市就学援助費支給要綱第9条の規定に基づき次のとおり認定を取り消し、支給を停止しましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 認定区分
- 3 認定取消年月日 年 月 日
- 4 理由
- 5 返還を要する就学援助費の金額

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）